

議案第 27 号

所沢市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

所沢市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

子ども医療費助成の対象年齢を拡大し、更なる子育て家庭の経済的支援の充実を図るため、所要の改正を行うとともに、規定の整備をいたしたく、本案を提案するものである。

所沢市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

所沢市子ども医療費の助成に関する条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「15歳」を「18歳」に改め、同条第2号ただし書中「オ」を「カ」に改め、同号に次のように加える。

カ 他の都道府県又は市区町村が実施するこの条例又はエ若しくはオに規定する条例と同様の医療費の助成制度により医療費の助成を現に受けている者

第2条第3号中「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、対象児童を現に監護している主たる生計維持者」を「次のア又はイのいずれかに該当する者」に改め、同号に次のように加える。

ア 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、対象児童を現に監護している主たる生計維持者（日本国内に住所を有する者に限る。）

イ 対象児童のうち、15歳に達した日の属する年度の翌年度の初日から18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者であって、何人からも監護されていないもの

第4条第1項中「保護者」を「受給資格者」に改め、同条第2項中「市は」を「市長は」に、「、市長」を「市長」に、「場合には、子ども」を「ときは、規則の定めるところにより子ども」に改める。

第5条第1項中「保護者」を「者」に改め、同条第2項中「生計維持者」の次に「（当該子どもが15歳に達した日の属する年度の翌年度の初日から18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者であって、何人からも監護されていないものであるときは、当該子ども本人）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、第2条第2号ただし書の改正規定及び同号オの次にカを加える改正規定並びに第4条第1項及び第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の所沢市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。